

【大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻】

年 度	法科大学院年次 報告書の提出	付記事項	備 考
令和元年度	○	履修登録可能な単位数の上限について、2年次は36単位とされており、法学既修者の認定において、法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目について、基準3-3-1(1)イで定める措置により、4単位を限度に上限を超えて履修登録が可能とされていたところ、令和元年度から、6単位を限度に上限を超えて履修登録が可能とされた。	